

## 第30回盛岡地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成28年2月23日（火）午後1時10分から午後3時10分まで

### 2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室（5階）

### 3 出席者

（委員）岡田健彦，小川理津子，佐々木武則，関英祐，中野志真子，中村美智子，深澤泰弘，細川亮，南智樹，宮順子，吉田美善志，山田敏彦  
（五十音順，敬称略）

（説明者）佐藤盛岡簡裁裁判官，澤里盛岡簡裁庶務課長

（事務局）山方地裁事務局長，尾関民事首席書記官，品川刑事首席書記官，中井地裁事務局長，萌出地裁総務課長，今野家裁総務課課長補佐，石井地裁総務課庶務係長

### 4 議事等

#### (1) 委員長選任

委員の互選により山田委員が委員長に選任された。

#### (2) テーマ「簡易裁判所における民事調停の運営について」における概要等（民事調停手続の概要，民事調停事件の動向，民事調停機能の充実強化）についての説明

#### (3) 質疑応答（◎委員長 ○委員 ■説明者）

○ 特定調停とはどのような手続か。

■ 貸金業者等との間で利息の減免などの話し合いを通じて，弁済方法の協定を成立させる手続である。

○ 17条決定は，どの法律に根拠があり，どのような決定なのか。また，調停が不成立の際には，必ずこの決定がなされるのか。

■ 民事調停法17条に基づく決定であり，調停手続の中で合意には至らなか

ったものの、調停委員会として合理性のある解決案を提案すべきだと判断した事案について行う決定である。また、調停が不成立になったすべての案件について17条決定がなされるわけではない。

◎ 調停委員会は、17条決定を出せばまとめりそうな事案について同決定をしている。

○ 専門家調停委員とはどのような人か。

■ 医師、不動産鑑定士、一級建築士などの専門的知識を有する調停委員であり、専門家の視点に立って主張を整理するなどして調停を進めている。

(4) 見学（手続案内受付窓口、手続案内室、調停受付窓口（簡裁書記官室）、調停室、申立人待合室、相手方待合室）

(5) 意見交換

◎ 調停手続のイメージについて伺いたい。

○ 紛争解決手段としては、ADRと調停手続があるが、両者の棲み分けができていない。調停手続のメリットが分かれば、ADRとの棲み分けができ、調停手続の利用が増えるのではないかと考える。

◎ 交通事故事案で裁判所に来るのはどのようなケースか。

■ 事実関係や過失割合などに争いがあるケースが裁判所に申し立てられる。当事者が話し合いで解決したいと考えるのであれば、調停申立てを選択していただき、話し合いでの解決が難しいと判断すれば訴訟提起を選択していただくこととなる。

○ 争いがあるケースでは、保険会社が関与していない事件が多いのか。

■ 多くの場合は保険会社が関与しているものの、本人が保険会社の提示した内容に納得できずに裁判所に申立てをするケースが多いものと思われる。

◎ ADRとの関係では、民事紛争を抱える方が最初に行く相談窓口がどこなのかという点が問題となる。この点、消費生活センターで行われている相談手続等について御紹介願いたい。

- 消費生活センターでは、事業者と消費者とのトラブルの相談を受けているが、消費者の後見的立場で活動している。相談内容によっては、専門的な機関を案内することもある。
- 最近、ADRが活用されており、調停手続の利用を促進させるためには調停手続の利点を明確にしてADRとの違いを国民に説明する必要があると考える。
- 調停の成立調書は公権的強制力を有するという特徴があり、また、訴訟での最終的権利関係の確定を背景に、調停手続を進めることができることから、納得性の高い解決案を提示したり、根拠に基づく説得ができる。
- ◎ 裁判所の手続とADRのどちらを選択するのかといったことや調停手続を実際に利用した当事者がどのような感想を有していたかなど、弁護士委員にお聞きしたい。
- ADRと調停手続の選択は、強制力を背景に解決すべき事案か否かで区別している。

また、相手方が事前の話合いに応じなかった場合でも、裁判所からの呼出しがあれば出頭する可能性が高いことから、調停手続を選択することもある。

調停手続を利用した方の感想はあまり聞いたことがないが、私が調停手続の代理人として立ち会った経験では、提示された解決案は納得できるものであることから、調停手続は機能していると感じている。
- ◎ 調停事件の新受件数は伸びていないが、弁護士の立場から調停手続は利用しやすい制度であると感じられるか。
- 調停手続自体は良い制度だが、調停の申立てをする場合の弁護士費用の負担等を考え、相談者の方には御自身で調停の申立てをすることを促すことが多い。
- ◎ 調停制度に関する広報について、意見はないか。
- ADRでは特定分野の専門家しかいないが、裁判所では、様々な分野の専

門家が調停委員をしているので、納得の得られやすい解決案を提示することができることを積極的に広報すればよいのではないか。

- 消費生活センターでは、どのような紛争の場合に調停手続を勧めているのか。
- 消費生活センターでは、物件の原状回復や敷金をめぐるトラブルに対し、民事調停を勧めることがあるが、相談者は、専門家調停委員以外の調停委員が事件を担当するのではないかと不安に思っているようである。
- 金銭の貸借や原状回復などは、一定の経験を積めば解決案を示すことができると思われる。
  - 調停委員の知識や経験を増やすために、研究会を開催するなどしている。また、さきほど説明したとおり、調停機能の充実強化策として、裁判官の法的観点と調停委員の経験を合わせ、当事者の納得が得られやすい解決案を提示する取組を行っている。
- ◎ 外国人の法的紛争に関する相談についてお伺いしたい。
- 国際交流協会では外国人の相談窓口を設けて、相談員が種々の相談に当たっている。相談内容としては、国際結婚・国際離婚のトラブルや技能実習生からの労働相談がある。文化的背景や共通認識が異なる外国人だからこそ、話し合いによる調停手続を案内していきたい。
- 最高裁のリーフレットには外国語版はないのか。
  - 外国語のリーフレットはないが、裁判所のホームページに英語版がある。
- リーフレットの表紙から、自分が抱えている紛争についてどの手続による解決が適しているのか、一見して判別できるような工夫が必要であると考えられる。
- 表紙を変えないまでも、リーフレットを備え置くラックに、紛争の種別を記載することにより、自分が抱える紛争に適した解決策がすぐに分かるようにする工夫も考えられる。

- 盛岡市の女性センター，地域の公民館，区役所などを訪れた人に，具体的な紛争に対応した裁判所の手続を広報することが効果的と思われる。
- 弁護士の立場からは，調停制度自体が一つの解決手段として意味あることであり，決して分かりにくいものではなく，広報に工夫が必要であると感じている。
- ◎ 貸金業界における紛争解決の状況はどのようなものか。
- 貸金業者は，当事者との間で任意の交渉や調停手続以外の裁判所の手続で紛争解決ができることから，調停手続の利用はしていない。
- ◎ 財産犯の被害者は，どのようにして被害回復を図っているのか。
- 経済的犯罪被害者の多くが，相手方に支払能力がないことなどから被害回復を諦めているようである。社会全体の見地から考えると，改善が必要であると思われる。
- 財産犯の被害者や交通事故の当事者から，民事紛争の解決方法を相談された場合，これまでは弁護士等を紹介することが多かったが，本委員会に出席して，調停手続も選択肢の一つになり得ると感じた。
- ◎ 今回の委員会を振り返って，何か考えたことがあれば伺いたい。
- 簡易裁判所にも様々な制度があることを知ることができた。今後，一般の方に更に知っていただけるようになれば，訴訟に踏み込めない人の解決につながると思う。
- 調停手続は，相手方は必ず出席するのか。
- 相手方が出席しないこともある。制度上，出席しない場合の制裁はあるが，制裁を科して出席させることはしていない。

## 5 次回期日等

### (1) 次回期日等

地家裁合同委員会 9月下旬又は10月上旬 午後2時間程度

### (2) テーマ

未定